

第四管区海上保安本部公示第 38 号

水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 7 年 11 月 26 日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所

愛知県三河港務所長 堀尾 朋宏

愛知県豊橋市神野ふ頭町 3-9

2 水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

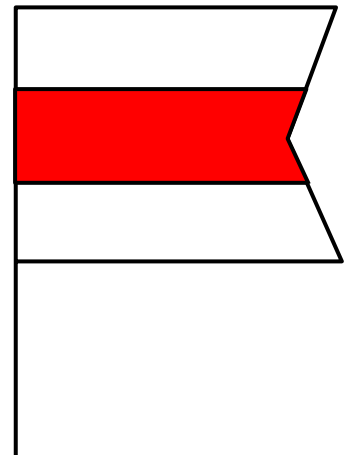
令和 7 年 12 月 8 日～令和 8 年 2 月 22 日（うち 1 日間）

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 その他必要な事項

測量船は、水路業務法第 17 条に基づき、  
水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省  
令第 55 号）第 6 条に定める標識を揚げ  
る。



白  
紅  
白

## 別図



0.4km  
0.2nm

 調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図